

## 福祉センター温水器点検仕様書

(契約の対象物)

第1条 契約の対象物は、次に掲げるものとする。

- (1) 製品名称 風呂給湯ボイラー温水ヒーターCH-150G
- (2) 台数 1台
- (3) 設置場所 鎌倉市御成町20番21号 鎌倉市福祉センター

(業務内容)

第2条 受注者は前条に定める対象物について、年3回（7月、11月、3月）バーナー点検（バーナー関係の点検、燃焼調整、不着火作動の確認、燃料漏れの有無）を行い、点検完了後発注者に完了報告書を提出する。

以上